

全国一般神奈川

発行者
 全国一般労働組合全国協議会神奈川
 横浜市中区翁町 1-5-14
 新見翁ビル4F
 TEL. FAX.
 045-319-4391

権利侵害と闘い全ての争議に勝利しよう！

労働条件の交渉は労働者の権利！

しらゆり歯科 県労働委員会 11/24 証人尋問確定！

しらゆり歯科医院が行った組合への不当労働行為の救済を求める県労委の闘いは、9月17日の裁判での証人尋問に続き、11月24日10時30分労働委員会7階審問室で行われ、2名の組合員が証言に立ちます。この証人尋問は、使用者が組合に対して行った、団交期日の一方的な取り消しや引き延ばしを繰り返したこと。また、団交引き延ばしをしてい

る間に組合員を解雇・雇止めにするなど異例でとんでもない対応の事実を明らかにし、使用者の労組法第7条1項と3項違反、つまり組合加入による不利益取り扱い及び、組合への支配介入を明らかにする大事な尋問です。

労働者が労働組合に加入し自らの職場の労働条件について使用者と話し合うことは、憲法にも認められた労働者の権利であり、それらのことを嫌悪し団交期日が決まっているにもかかわらず、組合員を解雇、雇止めにした。使用者の行為は不当労働行為そのもので、とても放置することはできません。組合は、県労委の不当労働行為救済の闘い、そして懲戒解雇撤回裁判を原告と共に最後まで闘います。ご支援よろしくお願いいたします。

(佐藤)

ビスティオン 賞与20%カット 未払賃金裁判提訴

同意なき一方的賃金減額は違法！

今年10月、米国に本社を置く自動車部品メーカーのビスティオン日本法人に対して、今年6月の夏季賞与から同意なき一方的賃金の減額は違法であり、賞与の全額を支払えという提訴を行いました。

ビスティオンは4月に、新型コロナウイルスの感染拡大による業績悪化を理由として、5月から8月までの4カ月分の給与を20%カットする提案を行ってきました。

同月Mさんは同意できない旨を回答しました。その後、組合と団体交渉を行いました。Mさんは、会社は6月の夏季固定賞与から上記20%・4カ月分の賃金カットを強行しました。

本人の同意なく賃金を減額することは許されません。

M組合員は横浜地裁に会社を相手取り訴訟を提出しました。組合は、コロナを口実にして、危機突破の経営方針も示さず、すぐさま人件費カットで危機を乗り切るとする安易な会社の姿勢を許しません。組合員の生活を守るために全力で裁判を支援します。ビスティオン裁判の勝利へのご支援をお願いします。

(米山)

スケジュール

- 11月11日 14時 星川園 みんなのみらい計画団体交渉
- 11月11日 19時 事務所 神奈川合同支部会議
- 11月12日 13時 横浜地裁 丈夫屋地位確認訴訟第3回弁論
- 11月12日 19時 事務所 神奈川県共闘幹事会
- 11月14日 15日 13時 ZOOM 三オン合同労組総会 交流会
- 11月15日 10時 事務所 機関紙発送作業
- 11月15日 14時 寿公園 寿労働相談
- 11月16日 19時 事務所 第2回担当者会議
- 11月18日 19時 事務所 神奈川労働相談センター会議 勉強会
- 11月19日 19時 横浜ヤングボウル 神奈川県共闘ボウリング大会
- 11月20日 19時 八重洲 テクノエープ団体交渉
- 11月21日 14時 県民センター みんなのみらい計画会議
- 11月21日 18時 厚木ファミリーボウリング場 エイボン会議
- 11月21日 13時 新横浜オルタナティブ生活クラブ生協支部定期大会
- 11月22日 10時 事務所 神奈川DFT 横浜YMCA会議
- 11月22日 14時 事務所 第2回支部代表者会議
- 11月24日 10時30分 県労委 しらゆり歯科県労委証人尋問

10月1日から神奈川の最低賃金は 1円アップの時給1,012円に!

神奈川の最賃は、2011年に18円アップで836円となり、その後、2016年が25円アップで930円、2017年が26円アップで956円、2018年が27円アップで983円、2019年は28円アップで1011円と、9年間で193円アップしてきた。しかし、2020年は1円アップの1012円に止まった。これは4月、コロナ禍で日本商工会議所が最賃凍結を提言し、安倍首相

が、「雇用が最優先課題」として「最賃アップは難しい」としたことによる。しかし、安倍の政策を引き継ぐとして首相になった菅首相は、全国加重平均現行902円から1000円を目指すよう指示した。一方で、菅首相は、「中小企業の再編促進による生産性の向上」を指示しており、最低賃金の引き上げが、経営基盤の弱い中小の再編淘汰を迫る可能性が

大きい。よって、コロナ禍での、来年以降の最賃闘争は、雇用を守る闘いと結びついたものになっていく必要がある。最賃審議会における大幅アップの答申を求めると同時に、経営が苦しい中小企業に於ける労働者の使い捨てを許さず、非正規労働者の交流を生み出す運動の核になっていける労働組合が求められている。(米山)

コロナ不況を跳ね返し 2020冬季一時金闘争を闘おう!

今年の冬季一時金闘争は、コロナ禍という未曾有の社会状況のもとで迎えます。コロナ不況で賞与カットや減額を決める企業が、業界・企業規模によらず増加傾向にあると報道されています。こうした危機の時代こそ、労働者の権利と生活を守り抜かなければなりません。職場地域で生活困窮にある仲間への支援組織化をはかりながら、「安心」して働き、「安心」して生活できる社会の実現に向けた闘いをつくっていきましょう。脱新自由主義の流れを、闘いの中で具体化していくための冬闘を共に闘いましょう。

機関紙バックナンバーはこちらから

全国一般神奈川 HP では、過去に発行した機関紙を掲載しています。

<https://www.zenkokuippan-kanagawa.org/>

みんながいるから強くなれる。
全国一般神奈川は中小企業・未組織労働者のための組合です。

News
20.08.16 機関紙8月号をアップしました
20.07.16 機関紙7月号をアップしました
20.06.10 機関紙6月号をアップしました
20.05.16 機関紙5月号をアップしました
20.04.18 機関紙4月号をアップしました
20.03.12 機関紙3月号をアップしました
20.02.14 機関紙2月号をアップしました
20.01.17 機関紙1月号をアップしました

全国一般労働組合 全国協議会神奈川のホームページへようこそ
全国一般労働組合 全国協議会神奈川のホームページへお越しくださいありがとうございます。
私達、全国一般労働組合 全国協議会神奈川(以下、全国一般神奈川)は主に中小企業で働く労働者が集まった労働組合です。『生活と権利を守るために闘い、を余儀なくされた多くの経験を生かし、労働者の相談窓口として、『神奈川労働相談センター』を開発し、また、各加盟労働組合でも相談活動を行ってまいりました。
今後とも全国一般神奈川はどうぞよろしくお願い致します。

全国一般神奈川は個人のための組合
日本の全雇用者の9割は、中小企業に働いており、そこには労働組合がほとんどありません。現在、日本の労働組合は、企業ごとに別々に組織されていますが、全国一般は個人加盟を原則とした地域合同労働組合の形式で、個人から加入できます。臨時・パート・派遣など差別なく、誰でも加入できます。企業ごとに比べられる組合(=企業内労働組)は、どうしても会社側の介

悪徳会社の労基法違反に 労働基準監督署のメスを フジプロテック移住労働者の権利侵害との闘い

株式会社フジプロテックで8年半働いていたバングラデシユ人のA氏が、6月20日懲戒解雇となりました。

解雇直後に、組合に相談がありました。解雇理由に根拠がなく、解雇予告手当を支払われていない、労災隠し、賃金未払い、一人だけ社会保険未加入期間があることなども明らかとなりました。また退職予定のバングラデシユ人B氏も組合に加入しました。

第一回団交を7月3日に開催し、解雇理由の具体的事実が曖昧なことが露呈しました。加えて、本人了解なしのGPS調査で、勤務時間外の素行調査を行い(同意なき調査は違法)、その結果A組合員に何らの違反項目もなかったにも関わらず、GPS調査結果を解雇理由として挙げていることも確定しました。

第二回団交を8月8日に開催し、組合から解雇不当、労災隠し、賃金計算の間違いを指摘したところ、会社は解雇以外の項目については、法律違反の点は改めることを約束しました。

第三回団交は9月5日に開催し、会社は第二回団交の約束を、ことごとく覆す主張をしました。

法律も団交での約束事も守る意思のない会社である、と判断した組合は、懸案の項目のうち、2名の組合員の賃金未払いの件の申告と、労災の本人申請を、労働基準監督署に行いました。賃金未払は、

現在労働基準が会社からタイムカードを押収して調査中です。労災申請も、また業務上の災害の決定には至っていませんが、早期決定のための取り組みが前進しています。

法律無視を当然とする会社に対して、労基法違反の項目に関しては、労働基準監督署の活用が有効と思われます。

(藤井)